

平成30年 2 月定例会 県土整備委員会（事前）

平成30年 2 月 9 日（金）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時06分）

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の 2 月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③）

- 議案第 1 号 平成30年度徳島県一般会計予算
- 議案第15号 平成30年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第16号 平成30年度徳島県流域下水道事業特別会計予算
- 議案第17号 平成30年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算
- 議案第18号 平成30年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算
- 議案第54号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第55号 徳島県屋外広告物条例の一部改正について
- 議案第56号 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第57号 建築基準法施行条例の一部改正について
- 議案第68号 権利の放棄について
- 議案第69号 権利の放棄について
- 議案第74号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第 5 号）
- 報告第 1 号 訴えの提起に係る専決処分の報告について
- 報告第 3 号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 職員の地方公務員法守秘義務違反事案について
- 都市計画区域マスタープランの見直しについて（資料④⑤⑥⑦）
- 徳島県震災復興都市計画指針（案）について（資料⑧⑨）
- 徳島県賃貸住宅供給促進計画の策定について（資料⑩⑪）

瀬尾県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元に、県土整備委員会説明資料及び県土整備委員会説明資料（その 2）の 2 冊をお配りしておりますが、平成30年度当初予算を県土整備委員会説明資料にて、平成29年度 2 月補正予算を県土整備委員会説明資料（その 2）によりそれぞれ御説明させていただきます。

まず、県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず、平成30年度一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債でございます。

また、その他の議案等といたしまして、条例案、権利の放棄及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

このページから6ページにかけましては、平成30年度県土整備部主要施策の概要でございます。

県土整備部におきましては、「安全安心・強靱とくしま」の実現、「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現、「大胆素敵・躍動とくしま」の実現を3本の柱として、主要施策を展開することとしております。

まず、第1「安全安心・強靱とくしま」の実現でございます。

1、大規模地震等自然災害を迎え撃つ県土強靱化の推進として、南海トラフ巨大地震はもとより、中央構造線・活断層地震や線状降水帯など、新たな課題も含めたあらゆる自然災害から、県民の安全・安心を守るため、社会資本の整備やきめ細やかな維持管理により県土強靱化を加速してまいります。

具体的には、高速道路ネットワーク等の整備を推進するとともに、命の道の整備や橋りょう耐震化などの防災・減災対策を進めてまいります。

また、吉野川の早明浦ダムにおける治水機能の増強や無堤地区における堤防整備、那賀川の長安口ダムにおける長期的堆砂対策など浸水被害の軽減を図る治水対策を推進してまいります。

2ページをお開きください。

ハード・ソフト一体となった命を守る土砂災害対策や、木造住宅の耐震化を更に促進するため、火災予防対策と併せた支援を拡充してまいります。

次に、2、社会資本の総合的・戦略的維持管理として、インフラの点検において、IoT等を活用し、効率的な維持管理を進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化対策を進めてまいります。

3ページを御覧ください。

3、地域の安全・安心を支える「建設産業」の健全な発展として、引き続き、県内企業の優先発注や公共工事の適正な施工体制の確保に努めるとともに、ゼロ県債の活用による施工時期の平準化や建設産業の担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

4ページをお開きください。

次に、第2「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現でございます。

まず、1、移住を促す快適な生活環境の整備として、「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターを核とし、空き家等のリフォーム支援や相談会の開催のほか、総合的な生活排水対策を推進してまいります。

次に2、未来へつなぐ！次世代公共交通体系の創造として、2020年のDMV導入に向け、車両製作を進めるとともに駅舎改築工事に着手してまいります。

また、持続可能な地域公共交通網の構築に向け、次世代地域公共交通ビジョン（仮称）の策定に着手してまいります。

5 ページを御覧ください。

3, 既存ストックを活用した個性的な地域づくりとして、新たな企業用地を確保するため、インターチェンジに隣接する水面貯木場を埋め立て、津田木材団地のリノベーションを図るとともに、港湾施設を有効活用した、にぎわいを創出する取組を進めてまいります。

最後に、第3「大胆素敵・躍動とくしま」の実現でございます。

まず、1, 世界とつながる「ゲートウェイとくしま」の推進として、徳島阿波おどり空港新ターミナルの供用開始を契機として、国際線の誘致や国内定期路線の拡充を図るとともに、クルーズ客船の寄港拡大に向け、効果的なセールスを実施してまいります。

6 ページをお開きください。

次に、2, 世界に輝くスポーツ振興・あわ文化の発信として、国際スポーツ大会のキャンプ地の誘致等を見据え、競技施設の改修など公園整備によるスポーツの拠点づくりを進めてまいります。

最後に、3, 世界に誇れる「おもてなしの国とくしま」魅力向上の推進として、道の駅において、トイレの洋式化などを進め、おもてなし向上の取組を進めてまいります。

続きまして、7 ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。

左から2列目の平成30年度当初予算額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で591億813万9,000円を計上しております。

前年度との比較では、その三つ右隣の比較欄に記載しておりますように県土整備部合計で、対前年度比99.6%となっております。

なお、公共事業の状況につきましては、資料（その1）公共事業の状況（県土整備部）を御覧ください。

平成30年度の公共事業予算については、2月補正予算を含む14か月予算として編成し、表の最下段、左から4列目に記載しておりますように、公共事業費と県単維持補修費を併せた総額570億1,376万4,000円を県土強靱化加速化予算として計上しております。

一般公共（補助）・県単公共につきましては、表中段、一般公共（補助）・県単公共の計の行、右隅欄にございますように、対前年度比126.2%、その下の国直轄事業では、対前年度比123.6%、災害復旧も合わせた公共事業予算全体では、対前年度比120.6%となっております。

また、県単維持補修費も含めた総合計では、対前年度比120.3%となっております。

委員会資料にお戻りいただきまして、8 ページをお開きください。

特別会計につきましては、公用地公共用地取得事業特別会計など、四つの特別会計の合計で、最下段の左から二つ目の平成30年度当初予算額欄に記載のとおり107億6,366万7,000円を計上しております。

続いて、9 ページを御覧ください。

このページから39ページにかけましては、各課別の主要事項説明でございます。

まず、県土整備政策課でございますが、県土整備部職員の人件費など、次の10ページに記載のとおり、県土整備政策課合計で52億447万円を計上しております。

11ページを御覧ください。建設管理課でございます。

建設産業の担い手確保・育成等に要する経費など、次の12ページに記載のとおり、建設管理課合計で1億2,030万5,000円を計上しております。

13ページを御覧ください。

このページから14ページは、用地対策課の一般会計・特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、地価調査に要する経費など、用地対策課合計で、3,961万9,000円を計上しております。

また、14ページの公用地公共用地取得事業特別会計では、公用公共用事業用地の先行取得に要する経費など、合計で53億2,406万7,000円を計上しております。

15ページを御覧ください。道路整備課でございます。

道路の維持修繕費をはじめ、次の16ページに記載しております、道路改築や改良・舗装、橋りょうの整備等に要する経費など、道路整備課合計で157億4,348万3,000円を計上しております。

17ページを御覧ください。高規格道路課でございます。

高速道路建設に係る用地事務や主要路線の改築に要する経費など、次の18ページに記載のとおり、高規格道路課合計で49億442万円を計上しております。

19ページを御覧ください。都市計画課でございます。

鳴門総合運動公園をはじめ、蔵本公園、南部健康運動公園等の施設整備に要する経費など、次の20ページに記載のとおり、都市計画課合計で35億9,016万2,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。

このページから23ページは、住宅課の一般会計・特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、空き家対策の推進に要する経費や次の22ページに記載しております、木造住宅等の耐震化の支援に要する経費など、住宅課合計で14億6,398万5,000円を計上しております。

また、23ページの県営住宅敷金等管理特別会計では9,966万4,000円を計上しております。

24ページをお開きください。営繕課でございます。

洋式仮設トイレの普及に要する経費など、営繕課合計で1億7,806万5,000円を計上しております。

25ページを御覧ください。河川整備課でございます。

次の26ページに記載しております、吉野川及び那賀川の河川改修や那賀川和食・土佐地区における堤防整備に要する経費など、27ページに記載のとおり、河川整備課合計で87億2,236万3,000円を計上しております。

28ページをお開きください。砂防防災課でございます。

砂防工事や地すべり対策に要する経費など、1ページ飛びまして、30ページに記載のとおり、砂防防災課合計で128億8,904万2,000円を計上しております。

31ページを御覧ください。

このページから32ページは、水・環境課の一般会計・特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、浄化槽の整備促進等に要する経費など、水・環境課合

計で、4億9,603万6,000円を計上しております。

また、32ページの流域下水道事業特別会計では、旧吉野川流域下水道の施設の維持管理に要する経費など、合計で8億8,407万6,000円を計上しております。

33ページを御覧ください。

このページから36ページにかけては、運輸政策課の一般会計・特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、クルーズ客船入港時の歓迎行事や安全対策等に要する経費など、次の34ページに記載のとおり、運輸政策課合計で50億8,654万7,000円を計上しております。

また、35ページの港湾等整備事業特別会計では、徳島小松島港津田地区活性化整備事業の土地造成に要する経費など、次の36ページに記載のとおり、合計で44億5,586万円を計上しております。

37ページを御覧ください。次世代交通課でございます。

国際航空路線の誘致や次世代地域公共交通ビジョン（仮称）の策定、次の38ページに記載しております、DMV導入に向けた車両製作等に要する経費など、39ページに記載のとおり、次世代交通課合計で6億6,964万2,000円を計上しております。

続きまして、41ページをお開きください。

このページから42ページにかけては、債務負担行為でございます。

用地対策課の徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証外33件につきまして、それぞれ限度額の欄に記載した額の債務負担行為を設定するものでございます。

43ページを御覧ください。

このページから44ページにかけては、地方債でございます。

アの公用地公共用地取得事業特別会計では26億7,000万円を、イの流域下水道事業特別会計では2億4,100万円を、ウの港湾等整備事業特別会計では24億7,500万円を限度額として、事業の財源に県債を充てることとしております。

起債の方法、利率等は記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、45ページを御覧ください。

このページからは、その他の議案等でございます。

まず、（1）条例案でございます。

ア、徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、砂利採取法の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改めるとともに、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものでございます。

イ、徳島県屋外広告物条例の一部を改正する条例案につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律により屋外広告物法の一部が改正されたことに伴い、広告物等を表示し、又は設置してはならない地域に田園住居地域を加えるものでございます。

46ページをお開きください。

ウ、徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公営住宅法の一部が改正され、認知症である者等の入居者に係る収入の申告義務が緩和されたこと等に鑑み、所要の改正を行うものでございます。

エ、建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律により都市計画法等の一部が改正され、田園住居地域制度が創設されたことに伴い、田園住居地域内にある建築物を建築基準法に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限の対象とするものでございます。

47ページを御覧ください。

（２）権利の放棄についてでございます。

ア、徳島県営住宅の家賃に係る債権放棄につきましては、県営住宅の家賃に係る債権のうち、いずれも退去後５年以上が経過し、名義人及び連帯保証人とも既に死亡若しくは行方不明で回収不能となっているものにつきまして、権利の放棄をお願いするものでございます。放棄する債権は６件、総額で500万7,738円となっております。

イ、所有権移転請求権仮登記及び根抵当権設定登記の抹消登記手続請求権放棄につきましては、根抵当権の存在が強制競売の支障となったため、抹消登記の訴訟を提起したが、根抵当権等登記が抹消されたため、権利の放棄をお願いするものでございます。

48ページをお開きください。

このページから49ページにかけましては、（３）専決処分の報告についてでございます。

まず、48ページは、訴えの提起に係る専決処分の報告について記載しております。

県営住宅の家屋等の明け渡し及び家賃、損害金の支払請求に係る訴えの提起に関し１件、専決処分を行ったものでございます。

49ページを御覧ください。

道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。

板野郡北島町地内の県道徳島環状線などで発生しました道路事故６件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

続きまして、県土整備委員会説明資料（その２）について、御説明させていただきます。

平成29年度２月補正予算につきましては、平成30年度当初予算と合わせた14か月予算として編成し、県民の安全・安心を守る県土強靱化のための対策を迅速かつ切れ目なく進めるため、先議をお願いするものであります。

それでは、資料の１ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から３段目、計の欄を横に御覧ください。左から３列目の補正額欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で76億9,754万7,000円の増額をお願いしております。その右隣の計欄には、補正後の額を記載しており673億927万4,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

次に、２ページをお開きください。

特別会計につきましては、今回、補正はございません。

続いて、３ページから７ページにかけましては、各課別の主要事項説明でございます。

３ページを御覧ください。道路整備課でございます。

道路の改築や補修などに要する経費として12億5,329万7,000円の増額をお願いしており

ます。

4 ページをお開きください。高規格道路課でございます。

国直轄事業負担金として3億9,200万円の増額をお願いしております。

5 ページを御覧ください。河川整備課でございます。

河川改修や堤防整備に要する経費など44億9,700万円の増額をお願いしております。

6 ページをお開きください。砂防防災課でございます。

砂防工事や地すべり対策に要する経費など12億9,125万円の増額をお願いしております。

7 ページを御覧ください。運輸政策課でございます。

国直轄事業負担金として2億6,400万円の増額をお願いしております。

8 ページをお開きください。

8 ページから10ページは、今回の補正予算に伴う各課別の繰越明許費を記載してございます。

10ページをお開きください。

最下段の左から4列目の翌年度繰越予定額欄に記載のとおり、今回の補正予算のうち、国直轄事業負担金を除く、国庫補助事業の事業費68億5,854万7,000円の繰越をお願いするものでございます。

これらの事業につきましては、できる限り早期執行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、4点御報告させていただきます。

1点目は、職員の地方公務員法守秘義務違反事案についてでございます。

このことにつきましては、経営戦略部と連携し、職員本人並びに建設会社の元社長、元専務等から事実確認を行ったところ、南部総合県民局県土整備部の職員が東部県土整備局に在籍していた2016年2月に、建設会社の社長に対して職務上知り得た情報を漏らし、当該会社社長から中元、歳暮を受け取っていたため、昨年12月26日付けで停職3か月の処分といたしました。

この行為は、公務員としてあるまじきものであり、誠に遺憾であります。

なお、マスコミ報道にありました飲食の接待、現金の授受、工事発注の便宜供与につきましては、本人並びに建設会社の元社長、元専務から聞き取りをしたところ、そうした事実は確認されませんでした。

県土整備部といたしましては、今後、職員一人一人に対し、繰り返し綱紀の粛正と服務規律の確保の徹底に全力で取り組んでまいります。

また、この事案に関連いたしまして、施工体制調査にかかる情報管理の一層の徹底を図るため、調査の日程や実施箇所などの調査情報や調査に必要な資料について、一元管理する仕組みを構築するとともに、調査手順を明確化し、施工体制調査実施要領に盛り込みました。

今後とも、建設工事が適正に施工されるよう、厳格な施工体制調査の実施に努めてまいります。

2点目は、都市計画区域マスタープランの見直しについてでございます。

お手元の資料（その2）から資料（その5）がございしますが、資料（その2）を基に、説明させていただきます。

都市計画区域マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものとして、都市計画の目標や区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針、主要な都市計画の決定の方針を定めるものです。

本格的な人口減少・超高齢社会問題、切迫する南海トラフの地震や中央構造線・活断層地震への備えなど、本県を取り巻く社会経済情勢の変化に対応すべく、今回、徳島東部都市計画区域マスタープラン、日和佐都市計画区域マスタープラン及び牟岐都市計画区域マスタープランについて都市づくりの理念、土地利用の方針等、大幅な見直しを行うこととしております。

見直しのポイントとしまして、まず、徳島東部都市計画区域マスタープランにつきましては、基本的な考え方について、無秩序な開発による市街地の拡大防止のため、区域区分、いわゆる線引きを維持するとともに、土地利用規制の強化と大胆な緩和による防災・減災・地域活性化の推進、ICT活用による多様な働き方の創出などを盛り込むこととし、都市づくりの理念として、すべての人が暮らしやすい地方創生拠点連携型の都市づくりをはじめ、すべての人命を守る安全で安心して暮らせる都市づくりなど、五つの柱立てとしております。

裏面を御覧ください。

続きまして、日和佐都市計画区域マスタープラン及び牟岐都市計画区域マスタープランにつきましては、基本的な考え方について、無秩序な市街地拡大の恐れがないため、区域区分、いわゆる線引きは、引き続き定めないこととするとともに、平時から復興まちづくりを見据えた取組、命の道として、広域連携を強化する阿南安芸自動車道の整備促進などを盛り込むこととし、都市づくりの理念として、①すべての人が暮らしやすい、安全で安心なまちづくり、②地域の魅力ある資源を生かし、交流が広がるまちづくり、③美しく豊かな自然環境を保全・活用し、自然と調和したまちづくりの三つの柱立てとしております。

さらに、日和佐都市計画区域では、津波浸水想定区域からの移転用地、移住・定住を促す住宅地等の高台整備、牟岐都市計画区域では、県立海部病院を核とする新たな防災・医療拠点の整備など、それぞれの地域の特色に応じた独自施策を盛り込んでおります。

今後は、これら三つの都市計画区域マスタープランの見直しについて、県議会での御論議を踏まえ、年度内の都市計画決定に向け、手続を進めてまいりたいと考えております。

3点目は、徳島県震災復興都市計画指針（案）についてでございます。

お手元の資料として資料（その6）、資料（その7）がございしますが、資料（その6）を基に説明させていただきます。

大規模な地震災害発生後に迅速な都市の復興が図られるよう、平時から取り組んでおくべき事項や被災直後から本格復興がスタートするまでの流れ・手順を示し、創造的復興の実現に向けた市町村の取組モデルとなる、徳島県震災復興都市計画指針（案）を取りまとめましたので、御報告いたします。

本指針は、都市基盤や土地利用などの都市計画に関わる都市の復興を対象としており、概要としましては、復興に資する事前準備として、①バックキャスト方式による未

来を見据えた、新たなまちづくり，②戦略的な土地利用による都市空間リダンダンシーの確保，③まちの復興を協創する新たなネットワークづくり，④被災後，速やかに復興業務に着手できるシームレスな体制づくりといった四つの方針に基づき，東日本大震災での課題を踏まえ，平時から取り組むべき事項を整理しております。

加えて，震災発生後に，都市復興の担当者が的確かつ速やかに行動できるよう，事後取組として，建物被害概況調査から復興都市計画事業等の都市計画決定までの復興準備期間における流れ・手順を整理しております。

今後は，県議会での御論議を踏まえ，最終案をとりまとめ，年度内に公表してまいりたいと考えております。

4点目は，徳島県賃貸住宅供給促進計画の策定についてでございます。

お手元の資料（その8）を御覧ください。

この計画は，住宅セーフティネット法の一部を改正する法律が，昨年10月25日に施行されたことに伴い定めるもので，昨年3月に策定いたしました，とくしま住生活未来創造計画に即し，平成37年度末までの8年間を計画期間としております。

計画の特徴といたしましては，県独自の住宅確保要配慮者について，I J Uターン移住者や新婚世帯などの地方創生や社会福祉の観点から幅広く位置付けるとともに，県内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給目標や施策を盛り込むこととしております。

今後は，県議会での御論議をはじめ，パブリックコメントにより幅広く県民の御意見を頂いた上で策定してまいります。

引き続き，福祉部局や関係民間団体等とも連携し，住宅確保要配慮者の居住の安定確保にしっかりと取り組んでまいります。

報告事項は，以上でございます。

御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

元木委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

須見委員

2点お聞きしたいと思います。世界につながる航空ネットワークプロジェクトということで来年度の予算，予定などありますが，来年度，4月からの新しいボーディングブリッジの利用の見通しはどうなっていますか。

佐藤次世代交通課長

3基目のボーディングブリッジの活用予定というところでございます。今回の空港機能強化につきましては，国際線対応というのはもちろんですが，それに加えまして国内線の受入れ能力の向上という観点も持ち合わせているところでございます。

このたび，3月25日から日本航空福岡線の増便が予定されておまして，現在そうした

福岡便にも御利用いただけるものと考えておるところでございます。

合わせて国際線の誘致というところでございますが、これまでも香港、台湾など東アジアを重点地域といたしましてセールスを重ねてきました結果、昨年6月に香港航空から徳島阿波おどり空港への定期便就航の意向が表明されたというところでございます。これまでも、知事からもお答えしていますが、やはり香港国際空港が世界有数のハブ空港であると同時に非常に過密な空港であり、その発着枠の獲得というのは、世界中の航空会社が狙っているという状況でございます。なかなか徳島への発着枠の確保が今できていないという状況でございます。そこで県といたしましては、やはり待つのみではなく1日も早く国際線を受け入れるために、現在チャーター便というかたちでの運行をしているというところでございます。

現在までの状況でございますけれども、昨日までの時点で平均搭乗率が77.2%という状況でございます。冬場の厳しい閑散期ということを踏まえますと、まずは順調な滑り出しではないかと受け止めておるところでございます。

実は、本日も台湾と徳島との双方向のチャーター便が就航しておるという状況にございまして、徐々にではあるんですが、空港の国際化というものが進展しているというところでございます。

定期便の就航意向が示されている香港航空に対してですが、6月に就航意向が表明された後におきましても海野副知事によるトップセールスでありますとか、実は今週月曜日に私も直接香港のほうに行ってまいりまして、来年度の取組方針について、直接確認をしてきたところでございます。交渉中であることから、内容の詳細というものはこの場でちょっとお答えできない状況にありますが、やはり香港航空のほうも、これまでにまして様々な方策を検討していただいておりますという状況にございまして、何とかして徳島との約束を果たしてくれようと頑張っているということを、私としても確認をしてきたという次第でございます。

現状、いつ定期便が来るのかという点につきましては明確にお答えできるという状況にはありませんが、我々といたしましては香港徳島間の1日も早い定期便、これの実現に向けまして粘り強く取り組みますとともに、更なるチャーター便の誘致にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

須見委員

今年度のことはいいとして、今は次年度の予算が出てきているわけですし、次年度どうなっているということを言ってほしかったんですが、2月議会中に言えるのですか。

佐藤次世代交通課長

今後の活用ということで、特に国際線の状況がどうかというところでございますけれども、3月22日に香港の連続チャーター便が終了した後という話につきましては、我々としても引き続き、例えば延長でありますとか、定期便の1日も早い就航でありますとか、そうした点につきましては、重ねてセールスを実施しておるという状況でございます。我々といたしましても、今の時点で具体的な時期とか、いつからとかと言える状況にはないのですが、やはりシームレスにボーディングブリッジが活用される状況、こうしたものを目

指しまして引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

須見委員

もう一つ教えてほしいのですが、進化する「新3K・建設産業」創生事業において、遠隔現場におけるWeb立会、この部分に対してお聞きかせください。

飯田建設管理課長

進化する「新3K・建設産業」創生事業につきましては、全体で500万円の予算をあげさせていただいております。この中の未来を先導する生産性向上事業では、新たに県発注工事におきまして、タブレット等の機器でありますとか、あるいはクラウド方式による情報共有システムなど、こういった最新の情報通信技術を活用いたしまして、現場管理の効率化を試行検証しようというものでございます。

具体的には、遠隔現場の材料確認でありますとかあるいは進捗把握について、Webを通じて行うことで、発注者側の遠隔現場に行く時間も節約できますし、受注者の方も、手待ちの解消あるいは軽減できるのではないかとということで、こういったモバイルワークを試行いたしまして、受注企業の省力化、あるいはトラブルとか手戻りの未然防止にもつなげていきたいと考えております。

須見委員

中間検査とか、しゅん工検査そういった主だった検査に関して、将来的に使っていくとかいうのではなくて、材料の受入検査であったりとか簡易なものの検査に対して使われるという認識ですか。

飯田建設管理課長

来年度は、まずは日常に沿った現場管理で試行的に実験をしようと考えております。また、今、ICT試行活用工事で、土工からやっておりますが、そういった工事と合わせまして現場の効率化というのも、例えば週休二日の確保でありますとか、あるいは現場の長時間勤務を少なくしていくといったところにも必要になってまいりますので、工事と現場管理の両面からやっていこうということで、今回進めていこうとしているものでございます。

今、委員からお話がありました、まずは現場の日常的な部分から試行的にやっていきたいと思っておりますが、当然ながら検査につきましても、できるところは来年度、試行的な実験の中で、こういった効果や課題があるのかそういったところも検証していきたいと考えてございます。

達田委員

説明資料の22ページなんですけど、住まい・建物耐震化総合支援事業ということで、住まい・建物の耐震化を推進すると、木造住宅や民間建築物の耐震化の支援等に要する経費ということで付けられておりますけれど、新しい事業ということなんですけど、どういうところが新しくなっているのか、この事業について説明を頂けたらと思います。

藤本建築指導室長

住まい・建物耐震化総合支援事業について御質問を頂きました。

昨年7月に公表いたしました、中央構造線・活断層地震に関する被害想定におきまして、建物耐震化率を100%に高めることで、死者数を想定より9割以上減少できるということが示されたところでございます。

また、9月定例会の代表質問で、岸本委員から御質問のあった建物の耐震化の展開としての御論議を踏まえまして、11月定例会におきまして大規模地震を迎え撃つ全国初の震災に強い社会づくり条例の改正をいたしまして、建物の耐震化の加速について明確な方向性を位置付けたところでございます。

このため、条例の具現化とこれに向けまして耐震改修支援制度のうち、本格改修について補助率を現在の3分の2から5分の4に引き上げる、それとともに感震ブレイカーの設置によりまして、発災時の火災予防対策に対する県独自の支援も組み合わせることで、補助限度額を現在の60万円から110万円と大幅に引き上げる支援制度として創設することとしております。

また、耐震化を進めていくために、県民の皆様へ耐震の必要性でありますとか、補助制度について御理解していただくことが重要であるということから、県民の皆様への意識啓発を図るために、改修現場での見学会の開催や県産材の利用、あるいは低コスト工法の採用などによりますエシカル消費の取組、こういったことを要件に加えたところでございます。

さらには、市町村や関係団体と連携いたしまして、出前講座や各種イベントでの相談会の開催など、あらゆる機会を通じて周知に努めて耐震化につなげてまいりたいと考えております。

達田委員

本格的な耐震改修に対しての金額が大幅に上がったということで、金額的には市町村の上乗せ補助というのもありますので、これから金額が変わるかもしれないとお聞きしておりますけれども、今よりも負担が少なくなるのではないかと思います。これまで私も委員会で聞いてまいりましたところ、耐震改修にかかる費用が200万円から300万円ぐらい必要ということで、そのうちの半分ぐらい補助ができるのではないかとということで、金額的には非常に思い切った増額をされていると思うんです。やっぱり皆さん耐震診断というのをたくさん受けられておりまして、改修しないといけないと言われている所はたくさんあると思いますけど、やはり何か原因があってなかなか踏み切れないところがあると思うんです。ただ、金額的な面だけではないよという方もいらっしゃると思いますが、そういうところをPRしていくという難しさがあると思うんですが、もう1回そういう点でどういう取組をされるのか具体的に教えていただけたらと思います。

藤本建築指導室長

制度の周知とかPRについて御質問いただきました。

これまでも市町村関係団体と連携いたしまして、全市町村で利用できるPRパンフレッ

トとかポスターの作成とか配布をしております。

また防災訓練あるいは徳島防災フェスタなどのイベント会場での展示でありますとか、相談ブースの設置もいたしております。

また、広報誌や新聞、テレビ、インターネットなどのマスメディアの活用あるいは耐震診断をされた方へのダイレクトメールによる改修への意向調査、それとか戸別訪問や耐震出前講座の実施といった普及啓発を実施しておるところでございます。

また、市町村からの要望によりましては、住宅の耐震に関しまして豊富な知識を有します専門技術員を派遣して技術的な支援も行っておるところでございます。

さらには、県民の皆様へ防災意識の啓発といたしまして、全市町村で命を助ける耐震シェルターの模型の巡回展でありますとか、県立防災センターや市町村役場での啓発パネル展こういったものなど多彩なイベントの実施もいたしております。

また来年度、今説明させていただきました、新規の住まい・建物の耐震化総合支援事業におきましては、県民の皆様への意識醸成を図るために、改修現場での見学会あるいはのぼり旗の設置などを事業の要件としており、今後もあらゆる機会を通じまして、県民の皆様へ丁寧に説明、周知し耐震化に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

地元のよく知っている業者であるとか、知っているお世話係の方であるとか、そういう方が回ってきて丁寧に説明していただくということが一番安心ではないかと思うんです。全く知らない人が来て説明されても、安心できる業者であったとしても、最初は皆さん大丈夫なのかと警戒いたしますので、やはり地元の業者が親切に説明ができ、そして安心安全に施工もできる、そうになっていただきたいと思うんです。平成32年度までに耐震化100%を目指しますということを掲げておりますが、3年の間に100%というと途方もない事業量をこなさなければいけないと思うんですが、全体で後どれぐらいしなくてはいけないということになるのでしょうか。

藤本建築指導室長

住宅の耐震化率についての御質問を頂きました。

耐震化率につきましては、住宅土地統計調査を基にいたしております。最新は平成25年の調査を基に推計し77%となっております。この調査は全国調査でございまして、5年に1回ということですので、現在は平成25年が基準で住宅総数が29万8,800戸ということで、耐震化できている、耐震性能がある住宅が23万200戸ということで77%ということになっておりますので、平成25年の時点では7万戸弱が耐震化ができていないということになっております。

達田委員

この数字を全てやらなければいけない、そうではないと思いますが、平成16年から耐震ということで取り組んできて、昨年の今頃にも同じような質問させていただいたんですが、診断それから改修、リフォームとかこういう耐震に関わる事業の累計というのはどれだけになっているのでしょうか

藤本建築指導室長

この支援制度を御利用いただいての累計ということでございまして、昨年度末の時点で耐震診断の累計は17,166戸ということでございます。

それから改修の戸数でございますが、本格改修とカリフォーム、シェルターとかも全部入れまして2,118戸ということで実績がございます。

それと今年度の分でございますが、昨年の12月末の数字でございますが、耐震改修の実績は433戸ということで、昨年度の実績を上回っているところでございます。

達田委員

本格改修につきましては、何戸予定しておられるのでしょうか。

藤本建築指導室長

来年度の予算につきましては、本格改修は350戸を計画しております。

達田委員

1万7,000戸余りの家が診断されている、診断したからといって全て改修はしないと思いますが、診断されたという方は心配だから診断されているわけで、診断された内どれぐらいが改修したほうが良いとなっているのでしょうか。

藤本建築指導室長

昨年度末の時点で、耐震診断をいたしまして96.9%が倒壊するという可能性があるという結果になっております。

達田委員

診断された家のほとんどが改修したほうがいいですよということになっているということですね。年間400戸ですと後何十年か何百年になると思うんですが、そんなに長いこと住宅の耐用年数がないので建て替えられるかもわかりません。熊本地震の様子を見ましても本当に恐ろしい状況、町全体が潰れているという状態ですので、いつああいいう地震が起きるかもわからないということですので、頑張ってくださいたいと思うんです。

説明資料にあります、本格改修の支援110万円の要件に、近隣住民への意識醸成のために現地見学会というのが入ってますが、これ希望する方はしていただいたら本当に有り難いのですが、この現地見学会というのは必ず要件となることなんでしょうか。

藤本建築指導室長

要件として現地見学会を必ずしなくてはならないのかという御質問かと思えます。

現地見学会は、県民の皆様へ耐震化の意識醸成のために有効な手段と考えておるところでございます。しかしながら、委員の御質問のとおり現地見学会は、周知であるとか準備、また所有者の御理解であるとかいったところで事業者や所有者の負担が強いられるところもございますので、例えば現地見学会がどうしても難しいという場合には、先ほどに

もあつたんですが、近隣の住民の方に耐震化をしているよという関心をもっていただくために、工事期間中、耐震工事中ですよというのぼり旗を設置していただくことを要件に考えております。

達田委員

見せていただくほうは、見せていただいたら有り難いんですが、来られるほうは耐震診断で押し入れも開けないかん、掃除もしないといけないとか、人に家を見られるのが嫌で、なかなか踏ん切れないということをよくお聞きいたします。ですから必ず見学会をしなくてはいけないということになると、ちょっと二の足を踏むというか、家を見られるのが嫌という方たくさんいらっしゃるんですが、見せていただいたら近隣の方には非常に参考になるということ十分に御理解いただいて、気持ちの上でどうぞどうぞとなれるように、耐震診断が速く進むように是非頑張ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。

それともう1点、次世代交通課にお尋ねしたいのですが、私ども町を回っておりまして、高齢者の方が非常に多いわけです。それで特に交通が不便なところにお住まいの方は、車がなかったら生活できないということなんですが、免許証を返せと言われても、バスもないし、バス停へ行くこと自体が遠いんだというようなこともよく伺います。そして年を取れば病院にも行かないといけない、買物も一人暮らしや高齢者のお宅だけでは本当に大変なんですが、生活になくてはならない足の確保、それが無い限りは体も不自由でよろよろしているが車も乗っているという方はわりといらっしゃるんです。しかし今回予算に付けられています次世代地域公共交通ビジョンをつくるんですよということで、交通政策がどう変わっていくのか。本当に交通弱者といわれる方々が、安心して暮らせるという方向にもっていけるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

佐藤次世代交通課長

来年度予算で要求させていただいております、次世代地域公共交通創生事業におきましては、現在の公共交通事業者をとりまく厳しい環境、例えばモータリゼーションの進展でありますとか、利用者減、それに加えてまして運転ドライバーの確保が難しいといった状況がある厳しい環境の中で、幹線バスや市町村が運営するコミュニティーバス、さらには鉄道など、今ある公共交通を効率的に最適化していくことで県民の移動手段の維持確保を目指していくこととさせていただいております。

来年度の取組の主な内容といたしましては、今後の公共交通網の在り方につきまして、県としての方向性を示す、仮称ではありますが次世代地域公共交通ビジョンの作成、それと移動手段を守る取組といたしまして、幹線バスや市町村が運営するコミュニティーバスの運行支援でありますとか、鉄道の利用促進の支援をいたします。

次に、攻める姿勢で取り組むものとして、インバウンドの利用の取組を図っていく地域公共交通インバウンド対策支援事業など、今ある公共交通を守るための取組、それと攻めていく取組、こうした取組を展開していくことで次の世代まで県民の移動手段を守っていける取組を展開してまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

今回資料ではニーズ調査等実施ということで書かれてますが、徳島県内のどのようなところでどのようなニーズ調査をされていくのでしょうか。

佐藤次世代交通課長

対象としておりますのは、県内全域ではございますけれども、その中で具体的にどの地域どの路線ということにつきましては、今後市町村とも協議をしながらエリアを選んでいきたいと考えております。

我々としてしましては、今年度も県内六つの地域に分けたワーキング部会を開催しております、そうした中でも様々な御意見を頂いているところでございます。例えば、今のバスの利用実態がどうなっているのか、どのようにそのバスを再構築していくべきなんだろうか、例えば鉄道との乗り継ぎの向上といった部分ができないだろうか、いろいろと意見を聞く、そうした部分でのニーズ調査を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

今、山間部とかでお住まいの方というのは高齢者の方だけがお住まいとか、一人暮らしであるとかが多いんです。若い方は皆町へ出て行ってしまったということで、しかし、そういう人たちが山村を守っているわけなんです。畑をこつこつと耕して細々とですが生活をされて、そして県土を守る重要な役割を果たしておられると思います。

年を取ってもそういう仕事をしながらですが病院も買物も遠い、今、地域に買物をする所がなくなっておりますので、町へ行かないと買物ができない。今は移動販売車などが頼りになってるような状態ですので、そういう方が町へ行って買物もしたいという要望もあるわけなんです。そういう方々の足を確保するという意味では、山村をきちんと調べていただきたいと思うんです。どうしても人口が多い所を調べるというのが行政の仕事としてありがちなんですが、そうではなく本当に困ってる場所。そういう所を各市町村と相談していただいて、どういう所にそういう人が多いのかということで、人数の面ではなくて、その人にとってどういうことが必要かということで判断していただいて、ニーズ調査ができるようにしていただきたいと思いますので、これが是非、足の確保に役立つようなビジョンにつながるように希望しておきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

後もう1点、県営住宅の建設ということで今回予算が組まれておりますが、これについてどこをどう建設されていくのかということでお尋ねしたいと思います。

坂部住宅課長

来年度の当初予算におけます県営住宅の建設事業につきまして御質問を頂きました。

来年度の当初予算におけます県営住宅の建設につきましては、県営住宅新浜町団地が、徳島市新浜町にございまして、昭和37年度から昭和39年度にかけまして改良住宅ということで整備をされた団地でございます。全体でその当時12棟、288戸の建設をいたしました。老朽化に伴いまして、従来方式によりまして建て替えを平成12年度に着手し、これまで3棟の建物を建てたところでございます。また旧棟につきましては、12棟のうち9棟を

解体したところでございます。今、旧棟のうち3棟残っており、その3棟を1棟に建て替えるためにPFI事業として整備するため、アドバイザリー業務を来年度計画いたしております。

達田委員

比較的、県営住宅としては小規模といいますか余り大きくはないですが、今までPFI事業といいますと中心に座るのは県外の大手企業ということで批判もしてきたんです。この説明資料を見ますと県内業者による事業の実施と書かれているのですが、県内業者によるPFIというのはどういうかたちなんですか。詳しく教えていただけますか。

坂部住宅課長

PFI事業につきましては、民間の資金にあるノウハウを活用いたしまして、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営といった業務を一括して発注することによりまして、これまでの従来方式に比べまして、建設コスト、管理運営コストとかいったものを削減、また、より質の高い公共サービスの提供などの効果が期待できる手法になります。

一方で、これまでは、県外大手の方がPFI市場に参入して落札をしているというところでございますが、この新浜町団地につきましては地域産業や地域経済の活性化への貢献、また県内企業の成長発展を紡ぐ必要があるということで、県内企業の参画機会を確保するというところで実施をしていきたいと考えているところでございます。

達田委員

この説明資料を見ますと、今ある既存の建物付きで土地の売却をして、この売却益を建設費にあてる、財政負担も減を目指しているということなんですね。余剰地の活用で、民間業者の独立採算事業の展開と書かれているんですが、つまり退いた所は、民間の福祉施設とかになるということですか。

坂部住宅課長

余剰地の活用について御質問を頂きました。

余剰地の活用につきましては、今回、来年度予算を認めていただきましたら、アドバイザリー業務の中で検討をしていくこととしております。

達田委員

もう一つ、コスト削減ということで、PFIでやりますと設計、建設、運営それから施設の維持管理、ずっとやっていくわけですが、これを見ますと所有権移転ということはどこが所有されることになるんでしょうか。

坂部住宅課長

PFI手法によります整備につきましては、建物については最初は民間資金で建てますので完成までは民間が所有することになります。

その所有権の移転の時期といいますのは、それぞれの手法によって変わってまいりま

す。現在、集約化の事業で行いました事業につきましては契約の満了する20年後に所有権が移転されるというところでございます。

この新浜町団地につきましては、アドバイザー業務の中で詳細を検討していくということにしております。

達田委員

つまり、県営住宅は県営住宅ということで続くのですか。その維持管理もPFIの事業者がみますよと。お住まいの方にとったら、これは県営住宅ではなくてPFIの住宅ですよということで、全く県が管理するわけではなくなってしまうということですか。

坂部住宅課長

施設につきましては、所有用途としては県営住宅としての用途になります。ただ、管理について集約化事業のほうでは民間に委託をしているということになります。

黒崎委員

道路のことについて、お伺いしたいのですが、県内には幾らか国道がありますね。面積が広いので長さも長いですが、この管理というのは国がやる所もあるし県がやる所もあるのでしょうか。そこのところまず確認したい。

寺澤道路整備課長

国道の管理ということでございますけれども、端的に言いますと28号とか55号とか192号については国の管理ということでございまして、県ではそれ以外の例えば195号でありますような補助国道については、県のほうで管理しているという状況でございます。

黒崎委員

11号はどうなんですか。

寺澤道路整備課長

11号につきましては国土交通省が管理いたしております。

黒崎委員

1月に大雪でなかったのですが、加賀須野で1センチメートルくらい積もったんです。同じ場所で7件も8件も事故が起こるということは、運転が下手なだけ、あるいは県民の不注意だけではないと思います。あれだけ往復の所で事故が重なると、やはり管理がどうだったのかというようなことを問われてもしょうがないと思われます。ましてや事故が起こった所の隣に管理事務所がある。このことについて、やはり県は管理する責任はないかもしれないけれども、事故を起こしたのは県民です。県外の人だったかも知れませんが。これ、何か申入れする必要ないですか。来週また大雪が降るといっています。やはり県から言いにくいかもしれませんが、管理事務所のほうにお願いをする必要があるのではないですか。

森県土整備部副部長

1月の雪によります県内の大交通渋滞ということについてお話しいたしました。

今回、加賀須野橋の雪に伴います事故によりまして、大渋滞が発生したということでございまして、発生後、直後に私ども担当の部局と国土交通省徳島河川国道事務所それと徳島県警察本部の間で今回渋滞があったことを踏まえまして、再度このようなことがないように改善策がないかということで、協議をしている最中でございまして、更に協議を進めまして今後このようなことがないような対策について、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

黒崎委員

くれぐれも、よろしくお願いいたします。

県土強靱化といっても、雪に対してはふにゃふにゃというのが、大体県民が思っていることでございまして、もちろん道路を使う県民もそれなりの対策を個人のレベルでやっていかないかんですけれど、あそこは登り下りが急で、とにかく北風が吹いたら凍ってしまう所なんで、対応を早くやっていただきたい。県内にそういう所が何か所かあると思います。あそこだけじゃなくて、そういった所の話もこの際に、しっかりやっていただきたいと要望して終わります。

古川委員

補正予算が先議ということなので補正予算について聞きたいと思います。

今回、国土交通省関係の補正予算の基本的な考え方につきましては、最初に九州北部豪雨等を踏まえて実施した、中小河川の緊急点検の結果に基づいて行う緊急治水対策など必要な経費を計上したということになっております。

昨年7月に九州北部豪雨が起りまして、死者行方不明者41人におよぶということで、先ほど部長の説明の中にも線状降水帯という話も出ましたが、九州北部豪雨の前には鬼怒川の氾濫もありました。また、広島市での土砂災害とかもありました。こういうゲリラ的な豪雨というのが本当に増えてきているというのは実感でございますので、このあたりの対策をどうしていくかというのが、喫緊の課題かと思っております。

国土交通省におきましても、2020年まで3か年で約3,700億円を投じて、都道府県が管理する中小河川の豪雨対策を強化する緊急治水対策プロジェクトを開始するということが新聞報道されてました。

とりあえず平成29年度補正予算については1,300億円が積まれたということでございますので、県も財源が厳しいでするので、できるだけこういった国の予算を獲得して、県が管理する中小河川の対策を少しでも早く進めていっていただきたいと思っております。

まず、この国の中小河川緊急治水対策プロジェクトというのはどういうものか教えてくださいませんか。

久米河川整備課長

国の中小河川緊急治水対策プロジェクトについての御質問でございしますが、先ほど委員

からもお話ありましたように、昨年7月の九州北部豪雨の災害を踏まえまして国土交通省の指導により、全国の中小河川で行いました緊急点検の結果から、おおむね3年間で推進する内容といたしまして、土砂・流木対策、再度の氾濫防止対策、洪水時の水位監視の3点ということで公表されております。

まず、土砂・流木対策としましては、土砂とか流木が流れてきて洪水被害が起きる可能性の高い溪流におきまして、透過型の砂防えん堤などの整備をする事業。再度の氾濫防止対策につきましては、家屋ですとか重要な施設の浸水被害を解消するために、河道の掘削や護岸整備などを進める事業。また洪水時の水位監視といたしましては中小河川で水位観測を行って避難に役立てようとする事業になっております。

古川委員

主に3点をやっていくということですが、緊急点検の結果に基づきということですがけれども、徳島県においては緊急点検の結果はこの3点についてどうだったんでしょうか。

久米河川整備課長

土砂・流木対策につきましては、本県では5河川6溪流が該当しております。再度の氾濫防止対策といたしましては、本県では7河川4.2キロメートル。洪水時の水位監視については126河川が該当しております。

古川委員

土砂・流木対策については5河川。河川の掘削などは7河川。水位監視は126河川ですか。

久米河川整備課長

再度の氾濫防止対策といたしましては、詳しく申し上げますと洪水予報河川ですとか、水位周知河川におきまして、事業実施中の河川ですとか、平成32年度までの3年間に改修予定している河川のうち重要水防区域があるとか、過去10年間で浸水被害が発生した、こういったところを対象として抽出しておりまして本県で7河川ということでございます。また水位監視につきましては126河川が該当するものと考えております。

古川委員

土砂・流木対策については、透過型の砂防えん堤にするということで、再度の氾濫防止対策としては掘削や護岸を実施したりと。洪水時の水位監視についてはどういうことをするんですか。

久米河川整備課長

水位監視につきましては、現在、国のほうで洪水時に特化した危機管理型の水位計の開発を進めておりまして、そういったものを設置することで、既に県内で設置されている河川の水位計を補完するように危機管理型の水位計を付け、情報提供することで住民の避難に役立てようという主旨でございます。

古川委員

都道府県が管理している中小河川もかなりの数あると思いますが、調査の中でいろいろ絞り込む要因があつて、5河川、7河川という数に絞られたと思うんですが、この絞り込んだ部分を中小河川緊急治水対策プロジェクトでやっていくということで、国は3か年で、約3,700億円と報道されてますが、この額で県が報告している所は全部カバーができると考えておるんですか。

久米河川整備課長

国の3,700億円の詳細については、我々ではわかりかねるところではございますが、その必要な河川が全てが改修できるというわけではなく、3か年でやるべき所の計上をしたものと考えております。

古川委員

やるべき所はあるけど、予算に限りあるので全部できるかどうかわからないということによろしいですか。

久米河川整備課長

全国の数字になりますのでわかりかねるところはございますけれども、河川は長い対策ということになりますので、その3か年にやるべき所を集中してやっていこうという主旨であらうかと考えます。

古川委員

国は今回の補正予算で1,300億円積んでます。水位観測については簡易型のものを付けるということですが、2月補正では何箇所するんですか。

久米河川整備課長

現在、国のほうで開発中で試験したりしており、我々のほうに危機管理型の水位計の機器単価ですとか、情報をまだいただけてないような状況でございます。

現在、県では、今回の2月補正で十箇所程度付けられないかと考えているところではございます。

古川委員

本当に気象変動が激しいのでハード対策だけではなかなか守れないので、ハード・ソフトかみ合わせて命を守っていくということが重要だと思います。水位観測できてない河川も多々あると思いますので、この部分も進めていただいて、126か所あるうちの十箇所程度ということなので、これも予算を獲得していただいて、水位計があれば早めに避難できるということだと思いますのでしっかりと進めていただきたい。

また、今回の補正で透過型のえん堤とか、掘削のあたりはこの補正予算で、どこの河川をする予定なのか教えていただけますか。

久米河川整備課長

先ほど十箇所程度ということで申し上げましたが、三十箇所程度予定しておりました。失礼しました。訂正させていただきます。

金山砂防防災課長

2月補正のうち、透過型の砂防えん堤整備を何箇所するかという御質問でございます。

補正で7か所予定しておりまして、そのうち5か所が透過型の構造で整備するものでございます。

古川委員

7か所する予定で、この補正予算では5か所着手するということによろしいですね。

金山砂防防災課長

補正で対応しようとする砂防えん堤の数が7か所ございまして、そのうち透過型となっておるものが5か所でございます。

古川委員

再度の氾濫防止対策はどういう補正予算でどうですか。

久米河川整備課長

これにつきましては、河川工事でやっております護岸改修工事の推進というところでございます。

古川委員

継続してやっている所に予算を充てたということですね。でも新たに対応しなければならぬ河川も多々あると思います。そこまで手がまわらないかもわかりませんが、そのあたりも対応していただきたいと思っています。とにかく今、気象の変動が激しいので、今後、国ももっと予算も付けてもらわないといけないと思いますが、県も限られた予算の中で対応していただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

岸本委員

まず、補正予算の考え方を確認したいと思います。

県土整備委員会説明資料（その2）の3ページ、道路整備課、ここに道路新設改良費で当初予算127億4,500万円のところに12億5,300万円を補正で付けている、そしてこちらの県土整備委員会説明資料当初予算の15ページ、同じ項目で道路新設改良費に該当するところを見ますと16ページの④、ここで前年に対しての11億円をマイナスしていると、それで12億円の補正を組んでいる。通常当初予算の中で処理できなくて、何とか補正で上積みしていきたいと理解しているんですが、当初予算のほうはほぼ同額をマイナス、去年より少なくして、これ補正と当初と足したら去年より少々増えてますけども、これどう考えた

らいいんでしょうか。補正予算の考え方として、これ一例ですけど。

寺澤道路整備課長

補正予算と当初予算の考え方、道路整備課におきましては、当初予算で7億円余り減額という状況でございますが、道路関係課として説明いたしますと、資料（その1）公共事業の状況（県土整備部）で説明させていただけたらと思います。この中で道路というのが一番上でございますけども、このうちの一部が道路整備課ということになっており、その他の道路関係課もあり、一番上がとりまとまった数字ということでございます。この中で平成29年度当初予算というのが右から二つ目の163億円余りとなっており、これに対して道路関係課でいいますと、平成30年度の当初予算は165億3,000万円となっています。若干の増というようなこととなっております。それに補正予算12億5,000万円があったということで、トータルで考えてみますと177億8,000万円ということで比較といたしまして108%獲得するというような状況でございます。

岸本委員

県土整備部といいますか公共事業で、今回補正を積んで更に県土強靱化を進めていこうと、ないしは利便性を図っていこうという中で、70億円等々補正で全体として積まれているというのは良くわかるんですが、意味不明なのが当初予算の16ページ④緊急地方道路整備事業費、ここが93億円ですか、去年から11億円減っている。そして同じ該当する補正の3ページ緊急地方道路整備事業、ここに12億円積んでいると。だから補正に12億円積んで当初で11億円減っていると、1億円プラスになっている。だから補正予算ということについての考え方、補正で前倒しする、ただし当初予算の緊急地方道路整備事業費はそんなに必要ないので河川のほうに積んでいますという考え方なのか、その辺の整理について教えていただきたい。

森県土整備部副部長

道路予算につきまして、平成29年度当初予算と平成30年度当初予算で減額だということ、それと平成29年度2月補正と組み合わせた中でどういう考え方だったのかということでございます。

先ほど寺澤道路整備課長が申しましたとおり、道路関係予算としては14か月予算で見ますと、対前年度比108%強というような状況でございます。これにつきましては道路整備課それと高規格道路課それと都市計画課の中の街路事業という三つの課で、県の管理する道路の整備を行っておりまして、その3課を合計したかたちが先ほど申しました、県土整備委員会資料（その1）でございますけれども、これに書いてございます平成30年度当初予算が165億円強、それと2月補正が12億5,000万円と合わせまして、対平成29年度当初予算比の108.6%ということでございますので、あくまでも県管理する道路の整備につきましては伸ばしているというようなことで基本的な考え方は県土の強靱化に資しているということで考えてございます。

岸本委員

ちょっと答弁がすれ違っているように思うんですが、全体としては理解します。

ただ、この緊急地方道路整備事業費、そのタイトルにうたっている道路の改築及び補修等に要する経費の補正は、平成30年度当初④と同じような中身であると。補正と当初と合わせれば、プラス1億円ぐらいになってますけども、だから補正予算で何をしたいんだと。補正予算は財源内訳を見ますと、県債で一般財源は必要ないですね、県債であてられると、国からのお金と県債だけで事業ができる。当初予算については一般財源が必要になるということで、補正予算のほうに回して当初のほうで減らして、この道路事業については余り変わらないというような表面上のかたちになっているように見えるんです。ただ、ここにはそんなに必要ないんです、財源の使い方ですというふうにしましたというのかもわかりませんが、当初予算と補正予算の考え方というところを聞いているので、道路全体じゃなくてこの緊急地方道路整備事業について。

北川県土整備部次長

当初予算の中で道路整備課の④、県土整備委員会説明資料でいきますと16ページ④が、マイナス11億円であるということで、道路事業を3課で計上させていただいておる関係で、同じ緊急地方道路整備事業が18ページ、19ページの③で緊急地方道路整備事業はバラけたかたちで計上させていただいております。ここで同じ当初予算の中で2.5億円というプラスが出ています。ということで緊急地方道路整備事業につきましては単純な進捗の減ということでないということだけ御理解していただきたいということで、そこだけ今説明をさせていただいているところでございますのでそれだけ御理解をお願いします。

岸本委員

同じ事業でも、出所が違うということで理解しました。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（15時47分）